平成２５年（フ）第９４号
栃木県大田原市中央２丁目14番１号　須藤方
債務者　鈴木　正和
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９５号
栃木県大田原市中央２丁目14番１号　須藤方
債務者　鈴木　晃子
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第２５２号
埼玉県朝霞市西弁財１－５―20　メゾン・アルエット202、住民票上の住所埼玉県朝霞市宮戸４丁目７番47号
破産者　鈴木　賢一
１　主文　平成25年３月18日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「埼玉県朝霞市西弁財５－２－１　メゾンアルエット202、住民票上の住所埼玉県朝霞市宮戸４丁目７番47号」とあるのを、「埼玉県朝霞市西弁財１－５－20　メゾン・アルエット202、住民票上の住所埼玉県朝霞市宮戸４丁目７番47号」と更正する。
２　決定年月日　平成25年３月22日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５７号
山口県防府市大字田島652番地の９　ポルトリンド田島201号、前住所岡山市北区門前418番地15
破産者　井上　弘美
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
山口市金古曽町６番30号
破産者　中井　敏志
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８５８号
北九州市小倉南区湯川１丁目２番11号
破産者　木下スペースアンドシステム株式会社
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年６月26日午前10時30分
平成25年３月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８６２号
石川県かほく市遠塚イ20の１、住民票上の住所愛知県西尾市羽塚町坊山14番地１
破産者　坂部　松生
１　破産債権の届出期間　平成25年５月13日まで
２　一般調査期日　平成25年６月28日午後２時50分
平成25年３月25日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４７７号
京都市左京区一乗寺払殿町12番地３　エビスビル３階303号室、住民票上の住所京都市上京区今出川通寺町東入大宮町312番地　アルモード御所東202号
破産者　伊藤　彰浩
１　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
２　一般調査期日　平成25年７月11日午前10時
平成25年３月26日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
高知県香美市土佐山田町中野40番地
破産者　近森　辰夫
１　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
２　一般調査期日　平成25年７月２日午後１時30分
平成25年３月26日　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６５号
高知県高岡郡日高村岩目地970番地145
破産者　山中　光孝
１　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
２　一般調査期日　平成25年６月25日午前10時45分
平成25年３月26日　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１８号
大阪市北区本庄西３丁目７番１号
破産者　株式会社ヨシエイ
１　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
２　一般調査期日　平成25年７月８日午後３時
平成25年３月26日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第１４２００号
愛媛県松山市千舟町５丁目７番地６
破産者　ＮＩＳグループ株式会社
特別調査期日　平成25年４月23日午後３時30分
平成25年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第８１号
山口県周南市大字栗屋字奈切50番地12
破産者　株式会社シンシア
異議申述期間　平成25年４月26日まで
平成25年３月26日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１７８号
山口市下小鯖2503番地６　米本ビル301
破産者　大田　智美
異議申述期間　平成25年４月30日まで
平成25年３月25日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
島根県雲南市加茂町大竹430番地
破産者　荒木　幸一
異議申述期間　平成25年５月21日まで
平成25年３月26日　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９０号
松江市東出雲町内馬1416番地６
破産者　有限会社山陽機工
異議申述期間　平成25年５月21日まで
平成25年３月26日　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９１号
松江市東津田町1810番地１
破産者　部谷　勝正
異議申述期間　平成25年５月21日まで
平成25年３月26日　松江地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１号
群馬県藤岡市小林402番地
清算株式会社　西方企画開発株式会社
代表清算人　塚本　健次
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（ヒ）第２０８３号
東京都港区元麻布１丁目３番37―403号
清算株式会社　インターナショナルマーケティング株式会社
代表清算人　岩岡　浩司
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０７３号
東京都港区六本木３丁目13番12号
清算株式会社　株式会社エバーモアー
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０８２号
東京都渋谷区本町１丁目６番２号
清算株式会社　カシオマイクロニクス株式会社
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部